夏の大学スポーツ雪合戦大会 in 東京
競　技　規　則

第１章　　総　則

（コート）

第１条　　コートの基準は次のとおりとする。（第１図参照）

1. コートは、境界線を含め、長辺 36m、短辺 10m の長方形とする。
2. ラインの名称は、長辺をサイドライン、短辺をエンドライン、コートを二分するラインをセンターラインという。またセンターラインとエンドラインの間に引かれるラインはバックラインという。
3. バックラインの引かれる位置は、エンドラインから 8m のところとする。
4. コートには、シェルターおよびシャトーを配置する。
5. バックライン前にフラッグ立てを設ける。

細　則　　規則第 1 条（コート）は、次のとおりとする。（第 1 図参照）

1. ラインは、ロープ等により引かれる実線とする。
2. シェルターの規格は、⑤を高さ 90cm、長さ 180cm、幅 45cm とし、①・②・③・④は高さ 90cm、長さ 90cm、幅 45cm とする。
3. シャトーの規格は、⑥･⑦を高さ 90cm、長さ 90cm、幅 45cm とする。
4. シェルターおよびシャトー・フラッグ立ての配置は第１図のとおりとする。

（用　具）

第２条　　用具は、次のとおりとする。

1. 球は、アシックス社製雪合戦練習用球を使用する。
3. 競技に用いる球は、1 チーム、1 セット 30 個とする。
4. ヘルメットは、雪合戦専用のものとする。
5. チームフラッグの規格は、布で縦 50cm、横 70cm の 1 枚ものとする。
6. ゼッケンは、フォワード(FW1～4)、バックス(BK5～7)、監督の確認ができるものとする。

細　則　　規則第２条（用具）は、次のとおりとする。

1. ヘルメットの色は、チームで同色とする。
2. 対戦チームは、ヘルメットを色分けする。

（服　装）

第３条　　競技者の服装等は、次のとおりとする。

1. 競技に適した服装で必ず靴を着用しなければならない。
2. 安全のためヘルメットを着用しなければならない。

細　則　　規則第３条（服装）は、次のとおりとする。

1. 靴は、相手に対する危険防止のため以下の靴の使用を禁止する。
   ①ゴム製以外のスパイクがついている靴
   ②金属の混入されている靴
   ③安全靴
2. ヘルメットの着用は、競技結果の報告を受けるまで、着用する。

第２章　　競　技

（チームの構成）

第４条　　チームの構成は、次のとおりとする。

1. チームは、監督１名・競技者７名とし、補欠２名を置くことができる。
2. 競技者７名は、フォワード(FW)4 名およびバックス(BK)3 名で構成する。

（監　督）

第５条　　監督の任務は次のとおりとする。

1. 監督は、チームの全責任を負い競技進行に協力しなければならない。
2. 監督は、試合中競技者に指示が出せる。
3. 監督は、競技者を兼ねることができる。

細　則　　規則第５条（監督）の任務は、次のとおりとする。

1. 監督は、受付から競技終了までチームを掌握し、競技の円滑な進行に協力しなければならない。
2. 監督は、競技者名簿を提出しなければならない。
3. 監督が競技者に指示する場合、拡声器、メガフォン等機器類の使用はできない。（時計、ストップウォッチは除く。）
4. 競技者を兼ねる監督は、監督のゼッケンの上に競技者用ゼッケンをつける。
5. 競技者を兼ねていた監督が再び監督として戻れるのは、競技者のゼッケンを外し所定の位置に付いた時点である。

（競技範囲）

第６条　　競技者の競技範囲は、次のとおりとする。

1. フォワード(FW)は、自コートのバックラインより前方のすべてを競技範囲とする。
2. バックス(BK)は、コート全てを競技範囲とする。
3. 監督は、主審の反対側のサイドラインの自コート側を範囲とし、審判の妨害をしてはならない。（第 2 図参照）

（競技者名簿）

第７条　　監督は、競技開始までに競技者名簿を主審に提出する。

細　則　　規則第７条（競技者名簿）は、次のとおりとする。

1. 競技者名簿には、必要事項を必ず記入する。
2. 登録時において、監督が競技者を兼ねる場合は競技者名簿の監督名、競技者名の双方に記入する。

（競技者交替）

第８条　　競技者の交替は、次により行う。

1. 競技者交替は、セット間で行う。ただし、競技者名簿提出後、特別な理由が生じた場合は、第１セット開始前でもできる。
2. 一度交替した競技者でも、次のセットで競技に復帰できる。
3. 試合中において負傷等で退場した場合は、当該セットは補充できない。

細　則　　規則第８条（競技者の交替）は、次のとおりとする。

1. 特別な理由とは、負傷等によりやむを得ず交代が必要となった場合である。
2. 交替できる競技者は、競技者名簿記載者とする。
3. 競技者交替は、監督が主審に申し出て、立会いのもと行う。
4. 交替しコート外に出た競技者は、指定された場所で控える。（第２図参照）

（競技方法）

第９条　　競技は、次の方法で行う。

1. 2 チーム対抗方式で行う。
2. 競技時間内に、球を相手チームの競技者に投げ当てる。

3. 競技時間内に相手チームのチームフラッグを抜く。

（球の受け渡し）

第 10 条　球の受け渡しは、直接手渡しで行う、コート上に置く、コート上をころがす、シェルター・シャトーの上に置き行う。

（競技時間）

第 11 条　競技時間は、次による。

1. 1 セット 2 分、3 セットマッチを基準とする。
2. 競技時間は、主審の開始の合図から、終了の合図とする。
3. 中断に要した時間は、競技時間に含まない。

（無効球）

第 12 条　無効球とは、次のものを言う。

1. アウト競技者が持って出た球。
2. コート外にある球。
3. コート外から入ってきた球。

補　足　競技中、第 12 条による無効球以外の、コート内にある球はすべて、両チーム競技者が自由に使用できる。
また、アウトになった競技者が持って出た球は、コート内に戻したり、コート内の競技者に渡すことができない。3 については、人の手によって作為的にコート外から入ってきた球の場合に限定し、壁に当たって跳ね返ってきたものについては、これにはあたらないものとする。

（競技者アウト）

第 13 条　次の競技者は、アウトとなる。

1. 球が直接着衣・体に触れたとき。
2. サイドライン、エンドラインを出たとき。
3. 体の一部がコート外に出たとき、コート外の球に触れたとき。
4. フォワード(FW)が、自コートバックライン後方コート上に出たとき。
5. フォワード(FW)が、自コートバックライン後方のコート上にある球に触れたとき。
6. 無効球を使用したとき。
7. アウト競技者から直接球を受け取ったとき。
8. ゼッケン、ウェア等に球を隠し持ったとき。

細　則　規則第 13 条（競技者アウト）は、次による。

1. 直接とは、自らの手を離れた球や、他の競技者の手を離れた球が、他のものを介せず着衣・体に触れることをいう。
2. アウト競技者が投げた球が当たった場合は、アウトにはならない。
3. 双方の競技者が、同時に投げた球がともに当たった場合は、双方ともにアウトになる。
4. 出たときとは、足がライン外に完全に出た場合、体の一部がライン外に出たときをいう。
5. アウト競技者は、直ちに球をその場に置き、近くのラインからコート外に出て、指定された場所で控える。

（勝敗の決定）

第 14 条　セット内における勝敗の決定は、次による。

1. 時間内に相手チームフラッグを抜いたチームを勝ちとする。
2. 時間内に自チームフラッグを抜いたチームは負けとする。
3. 時間内に相手チームの競技者全員をアウトにしたチームを勝ちとする。
4. 時間内に同条第 1 号および第 3 号により勝敗が決しないときは、コート内残りの競技者数の多い方のチームを勝ちとする。
5. センターラインを超えて相手コートに 4 人目の競技者が入ったチームは負けとなる。
6. 上記において勝敗が決しない場合は、引き分けとする。

細　則　規則第 14 条（勝敗の決定）は、次のとおりとする。

1. 競技終了の合図と同時にフラッグを抜いた時は、無効とする。
2. フラッグを抜くとは、フラッグ立てから完全に抜いたとき。
3. 競技終了の合図と同時に相手競技者をアウトにした場合は、無効とする。
4. センターラインを越えるとは、いずれかの足が完全に相手コートに入った場合をいう。
5. アウト競技者がフラッグを抜いた場合、コート内にいる競技者は、フラッグを元どおりに立ててから再度抜かないとフラッグを抜いたとは認められない。
なお、フラッグを抜いてしまったアウト競技者は、コートから出る前にフラッグを戻してから出ることができる。
また、フラッグがコート外にでたときは、フラッグはそのセット終了まで立て直すことはできない。

（ポイント）

第 15 条　勝敗の決定にポイント制を取る。

1. 相手チームのフラッグを抜いたときは、10 点とする。
2. 自チームフラッグを抜いた相手チームは、10 点とする。
3. 相手競技者を全員アウトにしたときは、10 点とする。
4. 相手コートに 4 人目が入り競技終了のとき、勝ったチームは 10 点とする。
5. 前号 1.2.3 で決しない場合は、両チーム残りの競技者にそれぞれ 1 点を与える。

細　則　規則第 15 条（ポイント）は、次による。

1. チームフラッグを抜かれたチームは、0 点となる。
2. 自チームフラッグを抜いたチームは、0 点とする。
3. 全員アウトにされたチームは、0 点となる。
4. 相手コート内に 4 人目が入ったチームは、0 点となる。
5. 残り競技者が同数で同ポイントの場合は引き分けとなる。

（最終勝敗の決定）

第 16 条　最終の勝敗決定は、次による。

1. 3 セット中 2 セットを先取したチームを勝ちとし、引き分けが 2 セットある場合は、残り 1 セットを得たチームを勝ちとする。
2. 取得セット数が同数の場合、3 セット終了時においてそれぞれのチームの合計ポイントを算出し、ポイントの多いチームを勝ちとする。
3. 3 セット終了時点ですべてが同数の場合、ビクトリースロー(VT)により勝敗を決する。

細　則　規則第 16 条（最終勝敗の決定）は、次による。

1. ビクトリースロー(VT)は、競技者 7 名により実施する。
2. VT の方法は、シャトーの上に標的 1 個を置きそれ

ぞれのチームの代表5名が交互に、バックライン後方から1人1球の球を標的に投げ当て、標的を多く落としたチームを勝ちとする。ただし、各チームが全員投げる前に、勝敗が決した場合、以降の投球は行わない。

3. 前号により勝敗が決しない場合、残りの競技者2名のうち1名が交互に投げ当て、標的を落としたチームを勝ちとする。
4. 前号により勝敗が決しない場合は、更に残りの1名により同様に実施する。
5. 前号によっても勝敗が決しない場合、それぞれ競技者7名の内、1名ずつ前号同様に行い、勝敗が決するまで行う。
6. 標的を落とした場合でも、投げた後の一連動作としてラインを出た、または、触れた時、無効となる。

（競技開始前）

第17条　チームは、次により競技の開始に備えなければならない。

1. 定められた時間までに競技を開始できるようにする。
2. 競技開始前までに自らが安全等を確認し、試合場に入る。

細　則　規則第17条（競技開始前）は、次のとおりとする。

1. 安全確認として、審判員から危険防止のため靴およびヘルメットの点検を受ける。
2. 競技開始前に両チームはセンターラインを挟んでゼッケン順に整列、あいさつをする。(補欠も含む)

（フライング）

第18条　フライングとは、主審が両手を広げたときから、開始の合図の間に競技者が動作を開始した場合をいう。

（セット開始時）

第19条　競技開始およびセット開始は、次により行う。

1. 競技者は、それぞれバックライン上に2個以内の球を持って整列し、開始の合図を待つ。
2. 競技開始は、主審の合図とする。
3. フライングがあった場合、セットの球の補充はせず、開始をやり直す。

細　則　規則第19条（セット開始時）は、次により行う。

1. 整列時バックライン上に掛ける足は、片足でもよい。
2. シャトー裏に球1セット分を運び、その場所に保管する。

（中　断）

第20条　競技の中断は、次により行う。

1. 主審が、競技を中断しなければならないと判断したとき、および副審から中断の通告を受けたときは、ただちに競技を中断する。
2. 副審は、競技を中断しなければならない状況が発生した場合、直ちに主審に中断を通告する。
3. 中断は、主審の合図とする。

細　則　規則第20条（中断）は、次により行う。

1. 中断は、審判が継続困難と判断した時点で行う。
2. 中断の合図があったとき競技者は、球を持ったままその場に留まる。

（再　開）

第21条　競技の再開は、次により行う。

1. 両チームそれぞれのバックライン上に整列し、再開の合図を待つ。
2. 競技の再開は、主審の合図による。

（セットの終了）

第22条　セットの終了は、次のとおりとする。

1. 相手チームのフラッグを抜いた時点。
2. 自チームのフラッグを抜いた時点。
3. 競技中相手コートに4人目が入った時点。
4. 一方の競技者全員がアウトになった時点。
5. 競技時間が終了した時点。
6. セットの終了は、主審の合図による。

細　則　規則第22条（セットの終了）は、次により行う。

1. セットが終了した時、アウト以外の競技者は直ちにバックライン上に整列し、審判の確認を受ける。
2. 当該セットにおいてアウト競技者は、指定された場所に待機し終了を待つ。

（競技の終了）

第23条　競技の終了は、規則第16条により決し、主審の宣言による。

細　則　規則第23条（競技の終了）は、次により行う。

1. 競技が終了した後、両チームは競技開始前と同様に整列、主審から競技結果の報告を受ける。

（延期及び中止）

第24条　次の場合、競技を延期または中止にすることができる。

1. 気象条件が悪化し、競技続行が不可能と判断された場合。
2. 前号以外で、競技続行が不可能となったと判断した場合。
3. 競技が中止の場合、第1セットが終了していれば、その競技は成立する。

第３章　禁止行為

（反　則）

第25条　大会中、次の行為を犯した場合、反則とする。

1. 危険な行為。
2. 競技を妨害する行為。
3. 審判員の判定に対する抗議行為。
4. 相手チームおよび審判員に対する人格を無視する行為。
5. 球を規定以上に持ち込む行為。
6. チームとして正当な理由がなく競技の開始を拒み、および遅延させる行為。
7. 開始時及び再開時のフライング行為。
8. 正当な理由がなくチームとして競技を放棄する行為。
9. 競技者の不正出場。

細　則　規則第25条（反則）は、次による。

1. 危険な行為とは、暴力・シェルターの飛び越え等、審判員が危険と判断した行為をいう。
2. 競技の妨害とは、競技者または監督が審判員の指示に従わず、競技の進行を妨げる行為をいう。また、コート外の競技者が指示を出す行為をいう。
3. 判定に対する抗議とは、規則第31条で定められた禁止行為にあたる。
4. 審判員が再三にわたり競技の開始を促したにもかかわらず開始を拒み、遅らせた行為をいう。
5. 競技者の不正出場とは、本大会に、重複登録または無登録で出場した行為をいう。
6. 規則第28条は、チームおよび競技者、監督に適用

する。

（罰　則）

第 26 条　反則による罰則は、次のとおりとする。

1. 前条 1.2.3.4 の反則を犯した場合、当該競技者または監督を退場としチームに警告を与える。
2. 前条 5.6.7 の反則を犯した場合、当該チームに警告を与える。
3. 退場となった者は、本大会において復帰することはできない。
4. チームが本大会中再び反則を犯し警告を受けた場合は、そのチームは失格となる。ただし前条 8.9 については、1 回目の警告で失格となる。

（事　故）

第 27 条　競技中、次の事故が発生した場合は、中断を要請することができる。

1. 競技者が負傷または事故のため競技の継続が不可能となった場合のみ、競技者または監督が一時中断を要請できる。
2. 負傷して競技の継続が不可能で、その原因が一方の故意および過失の場合、その原因を起こしたチームの負けとし、その原因が明確でない場合は、競技不能チームの負けとする。

細　則　規則第 27 条（事故）は、次による。

1. 当該コートの審判員の協議にて判断する。

（異議の申し立て）

第 28 条　審判員の判定が最終のものであり、異議の申し立てをすることができない。

（質　問）

第 29 条　監督は、この規則の実施に関して疑義があるときは、審判主任および審判長に対して質問をすることができる。

このルールは、「日本雪合戦連盟競技規則」（2009 年 12 月 1 日一部改正施行）及び「日本雪合戦連盟室内競技規則」（2004 年 10 月 28 日施行）を基に作成しました。

（第1図）

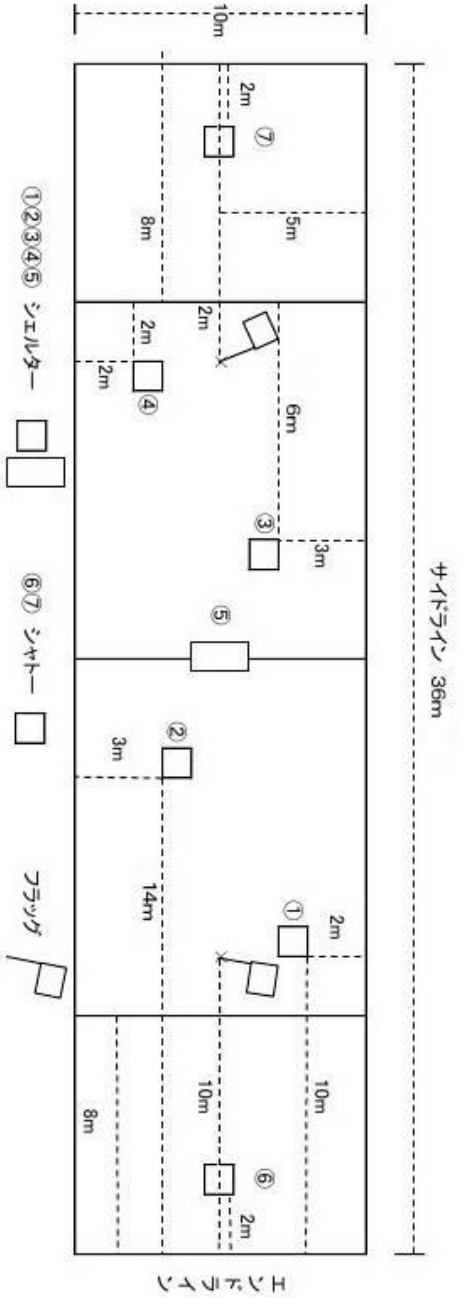
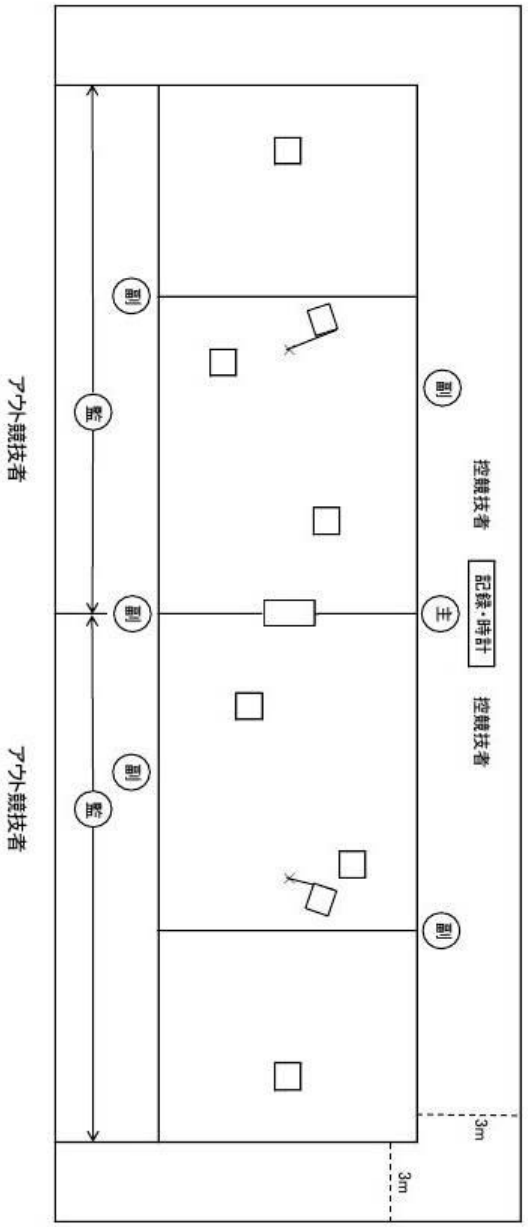
（第2図）